

簡易型

入 札 説 明 書 （別紙－１）

工事名：令和８年度 第P-16号 大津北警察署庁舎新築工事（電気設備）

◎留意事項

- ・ 当工事の入札は、総合評価方式です。当工事に入札参加される場合、入札公告、入札説明書と併せて、当該入札説明書（別紙－１）ならびに各種様式の記載事項を熟読の上、技術提案書を作成し、対象となる全ての様式を提出してください。
- ・ 当総合評価方式においては、施工体制確認型を導入しており、施工体制確認型実施要領を用いることとしています。施工体制確認型実施要領については、滋賀県HP
(<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kendoseibi/gizyutsu/324292.html>)
を参照してください。なお、技術提案書提出の時点で施工体制確認型の追加書類提出の必要はありません。

◎（評価基準）簡易型

評価項目、配点、提出様式は下表のとおりとする。

簡 易 型			
評価の視点	評 価 項 目	配 点	提出様式
技術提案	【施工上の課題】	4. 0	4－1
企業の施工能力	主観点数（工事成績等）	3. 0	5－2
技術者等の能力	配置予定技術者等 C P D	1. 0	6－1
	配置予定技術者等の実績	1. 0	6－2
企業の 地域性・社会性	建災防への加入および活動実績	0. 5	7－3
	県内企業の下請活用	2. 0	7－7
	建設キャリアアップ°システムの利用	0. 5	7－12
計		12. 0点	

《用語の定義》

用 語	該当する技術者（※）
配置予定技術者等	監理技術者、主任技術者、現場代理人
監理技術者等	監理技術者、主任技術者

※ 専任特例 1 号、専任特例 2 号（特例監理技術者）を含み、監理技術者補佐は含まない

（１）着目点に対する技術提案【4.0点】

本工事において求める「着目点に対する技術提案」は以下のとおり。

視 点	着 目 点
施工上の課題	将来の負荷変動や設備増設、更新及び配線の更新に対応するための配管・配線計画について （参考：着目点の背景） 当該施設は災害時の防災拠点として、特に重要な県有施設に位置付けられている警察施設である。将来設備更新等が必須となるが、適切に対応するためには、施工時から十分検討する必要があるため。

■評価の方法は以下のとおり。

- ・着目点に対する【対策】の提案は、「着目点に対する技術提案」（様式 4-1）において最大で 2 つまで提案可能とする。
- ・各【対策】について「優」「良」「可（採用）」の 3 段階で評価を行い、「優」を 2、「良」を 1、「可」を 0 として換算し、その換算値に基づき以下の加算点を評価項目毎（着目点毎）に加算する。

■評価項目における加算点の内訳

○ 5 段階評価

「着目点に対する技術提案」の各【対策】の評価	加算点
換算値 4 以上の場合（「優」 2 つ）	4.0
換算値 3 の場合（「優」 1 つ「良」 1 つ）	3.0
換算値 2 の場合（「優」 1 つ、または「良」 2 つ）	2.0
換算値 1 の場合（「良」 1 つ）	1.0
換算値 0 の場合（「優」「良」共にない）	0

以下に「着目点に対する技術提案」を作成していただくにあたっての＜※作成上の留意事項＞を記載するので、熟読の上で「着目点に対する技術提案」を作成すること。

＜※作成上の留意事項＞

●「着目点に対する技術提案」の内容については加算点評価の有無に関わらず契約条件となり、履行を求める。また、履行確認方法は、「着目点に対する技術提案」の【対策】に記載された内容を基に契約締結後に監督職員と協議の上決定し、着手から完了までその履行状況を確認する。なお、「着目点に対する技術提案」の内容が履行されなかった場合は、工事成績評定において減点措置を行うこととするので、そのことを十分に留意の上、「着目点に対する技術提案」を行うこと。

なお、減点措置の内容については巻末に記載する。

●「着目点に対する技術提案」の未提出者および白紙提出者は、当工事にかかる「着目点に対する技術提案」の内容が適正でないものと判断し、欠格（無効）として取り扱う。ただし、「着目点に対する技術提案」＜参考資料＞については、この限りではない。また、それ以外にも以下のような場合には欠格（無効）として取り扱う場合がある。

- ・法令に違反する提案の場合。（なお、欠格（無効）としない場合であっても、その「着目点に対する技術提案」は不採用とする。）
- ・発注者が求める着目点と無関係な「着目点に対する技術提案」の場合。

●技術提案は、求める視点に関する着目点について、所定の様式に【対策】および【効果】を記述すること。（【効果】は、各【対策】の効果とあわせて技術提案の総合的な効果を記述する。記述方法は自由。）

●1つの着目点に対して最大2つの【対策】まで提案できる。

1つの【対策】欄には、1つの具体的な【対策】を簡潔（全角40文字以内）に記述する。その他、以下の点に留意すること。

- ・1つの【対策】欄に複数の【対策】が記述されていると判断した場合、「複数対策」としてその【対策】に対する加算点評価は行わない。なお、この場合も【対策】の履行は求める。

なお、【概要】欄に複数の【対策】が記述されている場合も「複数対策」としてその【対策】に対する加算点評価は行わない。ただし、【対策】の効果確認を目的として他の技術を組み合わせた【対策】、目的を達成するために主技術と切り離せない一体不可分（必要最小限）の技術を組み合わせた【対策】は、この限りではない。

- ・様式を変更して3つ以上の【対策】の記載があった場合、当該着目点にかかる技術提案の加算点は0点とする。この場合も【対策】の履行は求める。

- ・同種や類似の【対策】は、それぞれ1つの【対策】として記載すること。

・【概要】欄に対策内容に応じて規模や施工範囲、頻度等の記載が無く評価できない提案、基準等に定められた通常行すべき提案などについては、加算点評価は行わない。

- ・「履行確認方法」欄では、「着目点に対する技術提案」の履行状況を受発注者間で確認する際の方法について提案を求める。（受注時は、この内容を基に受発注者間で履行確認方法を決定することとする。）「履行確認方法」の欄に記載のない場合や、履行確認ができないと判断される場合は後述のとおり「不採用」とする。

●「着目点に対する技術提案」に前提条件がある場合（「〇〇が生じた場合」や「〇〇が可能な場合」などの記載がある場合）は、加算点評価の対象としないので注意すること。（「不採用」とはしないので、履行は求める。）

●「着目点に対する技術提案」に対して、発注者が条件を付すことで履行が可能と判断される場合、加算点評価は行わないが、条件付「可」として履行は求める。

(2) 主観点数(工事成績等)【3.0点】

令和8年度建設工事等入札参加有資格者名簿にもとづく該当業種の主観点数に応じ下表の区分による評価点を加算点として与える。

評価対象は、該当業種の主観点数の合計から「除雪作業等の受託実績」を除いた点とする。

県より通知している令和8年4月1日付け滋監第326号「令和08年度競争入札参加資格審査結果について（通知）」により主観点数の内訳を確認する。

区分（該当業種の主観点数（「除雪作業等の受託実績」を除く）	評価点
110点未満	0
110点以上 130点未満	0.5
130点以上 150点未満	1.0
150点以上 170点未満	1.5
170点以上 190点未満	2.0
190点以上 210点未満	2.5
210点以上	3.0

加算点に有効な提出書類
➤ なし（様式への記入のみ）

(3) 配置予定技術者等CPD【1.0点】

配置予定技術者等に係る継続教育（CPD）の取組状況について評価する。なお、配置予定技術者等の途中交代は原則認めないが、交代事由が生じた場合は「県土整備部建設工事等における総合評価方式の運用ガイドライン（4.3.4 技術者等の能力）」に基づき発注者が可否を判断し、受注者は発注者の指示に従うこと。

配置予定技術者等は、発注工事業種に適応した監理技術者等の要件を満たしている者に限ることとし、当該評価項目の加算点の有無に関わらず必要な資格を有していることが確認できる資料の提出を求める。なお、入札の段階では直接的かつ恒常的な雇用関係の確認は行わないため、雇用関係を確認するための書類は応札後に提出することとする。

評価は、基準日（申請するCPD取得期間の最終の日）が入札公告日の属する年度の前年度の10月1日から技術提案書の提出締切日までのものを対象とし、下表に示す各団体の水準に応じ、評価点を加算点として与える。

評価対象を証明する資料として、各団体が発行する学習履歴を証明する証明書（写）の提出を求める。

技術提案書提出時に配置予定技術者等を特定できない場合は、複数名申請することができることとするが、その場合は、「(3) 配置予定技術者等CPD」および「(4) 配置予定技術者等の実績」、の評価点の合計が最も低い配置予定技術者等で評価する。

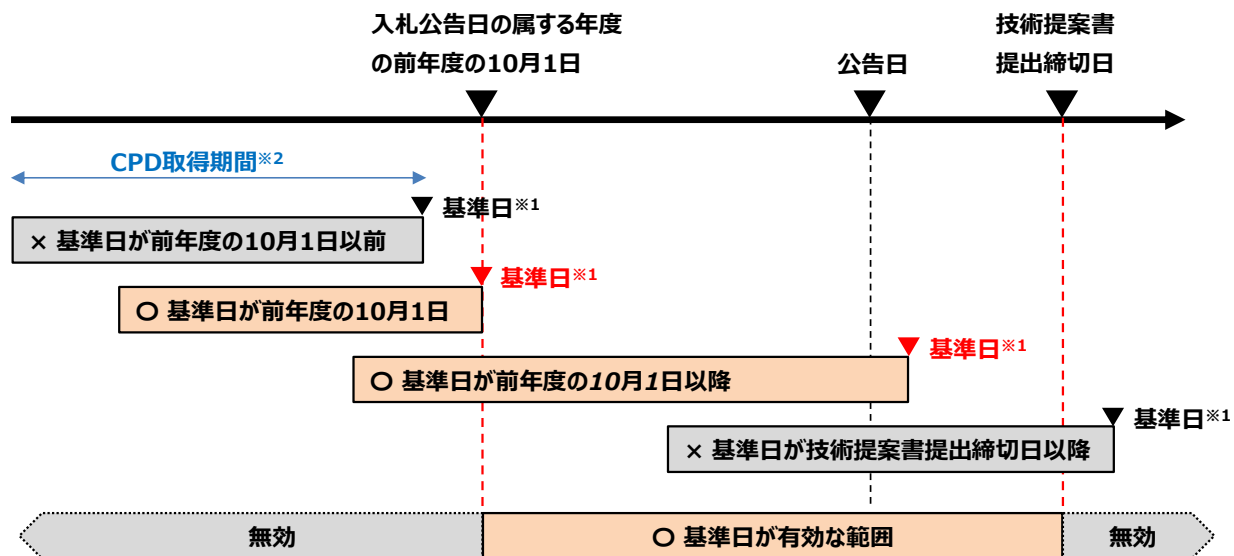
当評価項目において評価を受ける者以外の申請は不要である。

区 分（配置予定技術者等 CPD の単位数）	評価点
各団体の評価対象単位数以上の証明 なし	0
各団体の評価対象単位数以上の証明 あり(必要な水準)	1.0

団体名	評 価 対 象	評 価 点	
土木施工管理技士会連合会	必要な水準	20単位／年 40単位／2年 60単位／3年 80単位／4年 100単位／5年	1.0 点
その他、建設系 CPD 協議会加入団体 (技術士会、土木学会、 都市計画学会など)	必要な水準	30単位／年 90単位／3年	1.0 点
建築 CPD 運営会議加入団体	必要な水準	6単位／年	1.0 点

※CPD：Continuing Professional Development の略。技術者の継続的な専門能力開発を意味し、各学協会等において学習履歴を証明している。

配置予定技術者CPDの評価の考え方



※1 「基準日」とは、申請するCPD取得期間の最終日

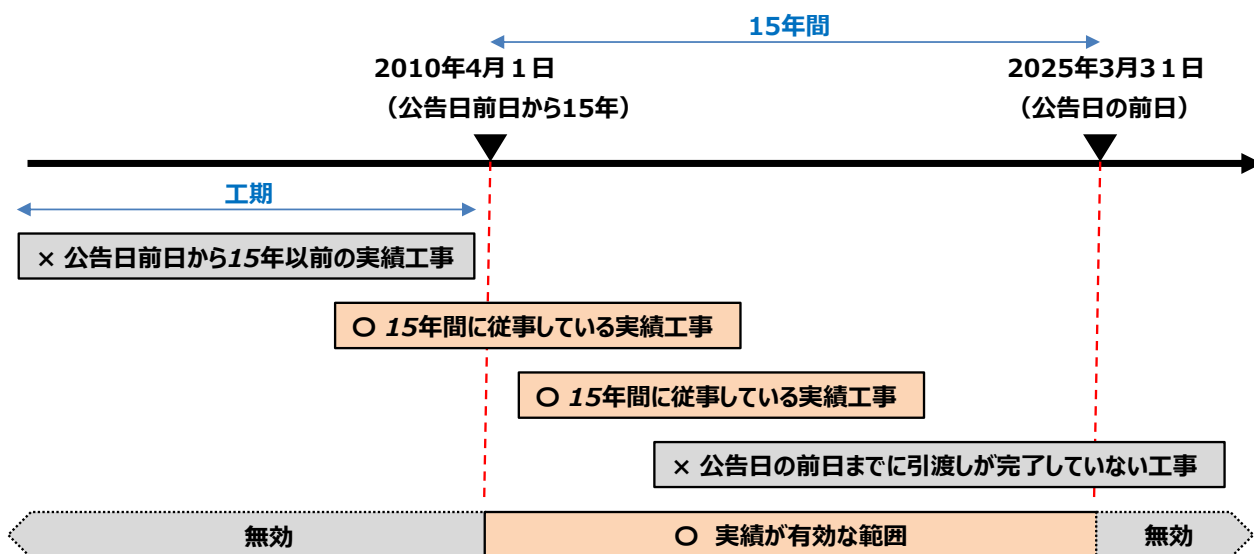
※2 「CPD取得期間」とは、発注者が指定した団体がそれぞれ定めている期間

加算点に有効な提出書類	
➤	発注工事業種等に適応した監理技術者等の資格が確認できる資料（加算点によらず提出が必要）
➤	各団体が発行する学習履歴を証明する証明書の写し

(4) 配置予定技術者等の実績【1.0点】

入札公告日の前日から起算して15年間に、当該工事の配置予定技術者等がその実績工事に監理技術者、主任技術者または現場代理人(※1)として従事した「工事成績評定」により評価し、下表に該当する評価点を加算点として与える。実績工事は公告日の前日までに引渡し完了したものとし、~~共同企業体の構成員(代表構成員に限らない)も認めることとする。~~なお、配置予定技術者等の途中交代は原則認めないが、交代事由が生じた場合は「県土整備部建設工事等における総合評価方式の運用ガイドライン(4.3.4 技術者等の能力)」に基づき発注者が可否を判断し、受注者は発注者の指示に従うこと。

(例) 2025年4月1日が公告日の場合



現場代理人(※1)として従事した実績で申請される場合は、実績工事の施工工期の開始日の時点で今回の発注工事業種に適応した監理技術者の資格(主任技術者は不可)を有していたことが確認できる資料の提出を求める。

実績を申請する技術者の配置予定役職を現場代理人(監理技術者等は別の者)とする場合は、今回の発注工事業種に適応した監理技術者等の要件を満たしている者に限ることとし、必要な資格を有していることが確認できる資料の提出を求める。

ただし、工事成績評定を評価対象とする工事は、以下の評価対象発注機関(※2)が発注した工事とする。(工事成績評定通知対象工事に限る。)

技術提案書提出時に配置予定技術者等を特定できない場合は、複数名申請することができるが、その場合は、「(3) 配置予定技術者等CPD」および「(4) 配置予定技術者等の実績」の評価点の合計が最も低い配置予定技術者等で評価する。

当評価項目において評価を受ける者以外の申請は不要である。

実績工事は工事实績情報システム(CORINS)に登録され、実績工事の工期すべてに従事していた場合に限定する。(途中交代していた場合は不可とする。ただし、工場製作の過程を含む工事において、工場製作期間を除く工期のすべてに従事している場合は評価対象とする。CORINSの登録データで求める実績が記載されていない場合や確認できない場合は、CORINS

の補足資料として実績が確認できる他の資料（※3）の提出を認める。

また、工事成績評定通知書（写）も併せて提出を求める。

なお、配置予定技術者等の申請企業における実績のみを評価の対象とする。

「配置予定技術者等の実績」として求める実績工事	庁舎、学校または公営住宅の用途に供する建築物の新築、増築または改築のいずれかで、鉄骨鉄筋コンクリートまたは鉄筋コンクリート造で、延べ面積（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第4号に規定する延べ面積をいう。以下同じ）が1,000平方メートル以上（増築、改築にあっては当該部分とする。）の電気設備工事を単独で契約し、施工した実績を有すること。
--------------------------------	--

区 分（配置予定技術者の実績および工事成績）		評価点
施工実績 なし		0
施工実績 あり	工事成績評定「60点未満」または「なし」	0
	工事成績評定「60点以上、75点未満」	0.3
	工事成績評定「75点以上、80点未満」	0.5
	工事成績評定「80点以上、85点未満」	0.7
	工事成績評定「85点以上」	1.0

（※1）実績工事に従事していた現場代理人は、実績工事施工工期の開始日の時点で今回の発注工事業種に適応した監理技術者の要件を満たしていたものに限る（主任技術者は不可）

（※2）・滋賀県、滋賀県教育委員会、滋賀県警察本部、滋賀県企業庁、滋賀県病院事業庁、びわこボートレース事業庁、（旧）滋賀県土地開発公社、（一社）滋賀県造林公社、滋賀県道路公社、（公財）滋賀県環境事業公社、（公財）滋賀県文化財保護協会、（公財）びわこ芸術文化財団、（公財）滋賀県希望が丘文化公園、（公財）滋賀県スポーツ協会

・国土交通省近畿地方整備局

・近畿地方整備局管内の府県（福井県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）

・近畿地方整備局管内の政令市（大阪市、京都市、神戸市、堺市）

※ 上記地方機関を含む。

※ 滋賀県以外においては、官公庁による出資団体（公社、協会などの外郭団体）を含まない。

※ 機関名称の変更があった場合、旧機関名称による発注工事についても評価対象とする。

（※3）「契約図書（契約書、設計図書など）」または「積算参考資料（金抜き設計書、数量計算書など）」や実施工程表の写し等内容が確認できるもの

加算点に有効な提出書類
➤ CORINS 登録データ（必要に応じ CORINS の補足資料）
➤ 現場代理人として従事した施工実績の場合は、施工実績の工事開始日時時点で監理技術者の資格（主任技術者は不可）を有していたことが確認できる資料
➤ 工事成績評定による加算を申請する場合は、工事成績評定通知書（写）

(5) 建災防への加入および活動実績【0.5点】

当該工事の入札公告日の属する年度（入札手続き期間が年度を越える場合は、いずれかの年度）において、建設業労働災害防止協会（以下、「建災防」という。）への加入の有無、更に加入が「あり」の場合には建災防で実施される活動（※）に対する実績の有無に応じての評価点を加算点として与える。

建災防への加入のみ（実績「なし」）の場合には、建災防が発行する加入証明書（写）の提出を求める。活動実績「あり」の場合には、活動実績を証する書面として、建災防が発行する活動実績証明書（写）の提出（加入証明書（写）の提出は省略可）を求める。

区 分（建災防への加入および活動実績）		評価点
建災防への加入 なし		0
建災防への加入 あり	建災防での活動実績 なし	0.2
	建災防での活動実績 あり	0.5

（※）「建災防で実施される活動実績」については、建災防への加入がある場合に、

1. 安全衛生教育の受講（建災防主催、ただし技能講習、特別教育は除く。）
2. （滋賀県）建設業安全衛生大会への参加についての実績を評価の対象とする。

加算点に有効な提出書類
➤ 「建災防での活動実績 なし」の場合、建災防が発行する加入証明書（写） ➤ 「建災防での活動実績 あり」の場合、建災防が発行する活動実績証明書（写）

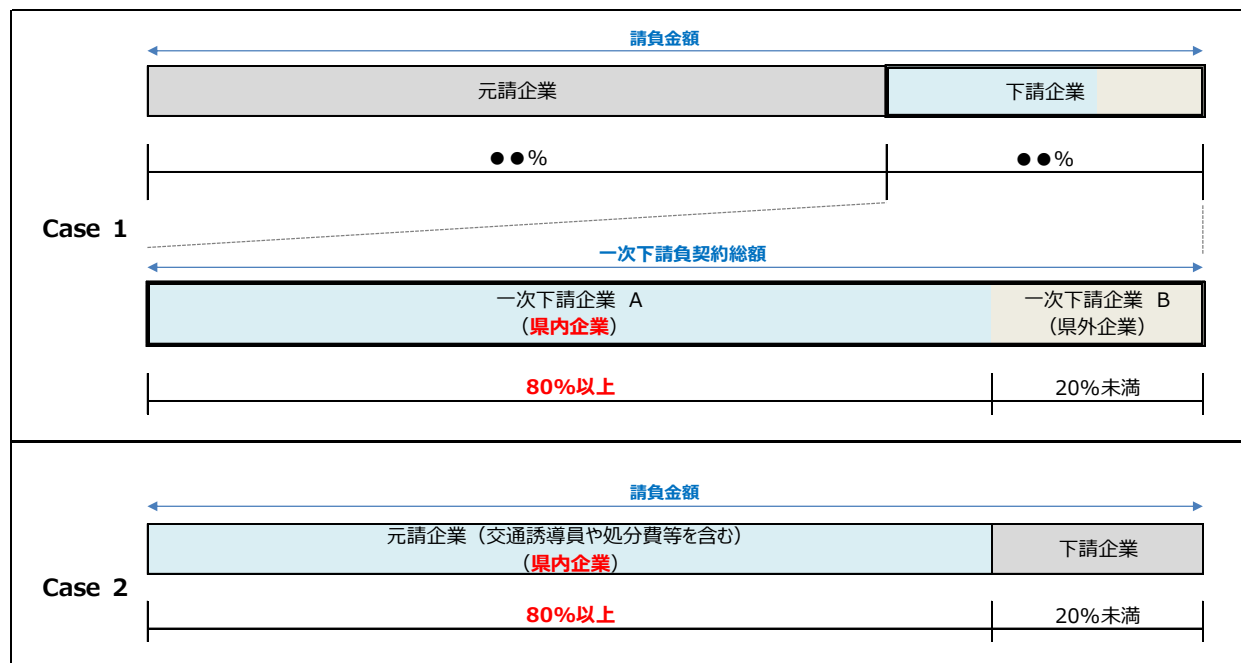
(6) 県内企業の下請活用【2.0点】

当該工事における下請業者に、県内企業を活用することを評価する。具体的には、次の条件を満たす場合に評価する。

(条件)

- ・一次下請負契約額全体のうち、県内に主たる営業所（本社・本店）を有する企業への一次下請負契約総額の割合が80%以上を予定している場合（Case 1）

※ただし、県内に主たる営業所を有する元請企業が請負金額の80%以上を直営で執行する予定をしている場合も加算点の対象とする（Case 2）



工事着手時に下請負人の報告を求めるとともに、申請した下請負契約の状況を確認する。
また、工事完了時に下請負契約の確認を行う。確認の結果、評価対象となる下請契約の状況を達成できていないことが判明した場合は、工事成績において減点措置を行う。

区 分（県内企業の下請活用の有無）	評価点
県内企業の下請活用 なし （上記（条件）の実施）	0
県内企業の下請活用 あり （ ” ）	2.0

加算点に有効な提出書類
➤ なし （様式への記入のみ）

(7) 建設キャリアアップシステムの利用【0.5点】

監理技術者等および現場代理人を除く3名以上の建設技能者が建設キャリアアップシステムを工事期間中に継続利用する場合に評価する。継続利用とは、それぞれの建設技能者が工事期間における就業日数の90%以上（例：就業日数が60日の場合は、54日以上）の就業履歴を蓄積（カードタッチ）することをいい、3名以上の建設技能者それぞれが90%以上を達成することを要件とする。なお、技能者がCCUSのカードを忘れた場合など、就業履歴の修正による蓄積分も有効とする。建設技能者の利用については、元請け下請けを問わないこととする。

なお、建設キャリアアップシステムの事業者登録、技能者登録、カードリーダーの設置および利用等にかかる費用は、申請者（受注者含む）の負担とする。

「3名以上の建設技能者が継続利用する」として申請する場合、事業者登録および技能者登録を確認する書類の提出は、技術提案書の提出時点で不要とする。

契約後、工事の着手から完了まで、監督員により建設技能者3名以上の継続利用を確認するため、工事日報および建設キャリアアップシステムから出力した就業履歴の提出を求める。

なお、3名以上の建設技能者の継続利用が確認できなかった場合は、工事成績において減点措置を行う。

区 分（建設キャリアアップシステムの利用）	評価点
3名以上の建設技能者が継続利用しない	0
3名以上の建設技能者が継続利用する	0.5

加算点に有効な提出書類
➤ なし（様式への記入のみ）

総合評価方式における技術提案の不履行にかかる工事成績評定の取扱いについて

1. 技術提案書で提案された内容の履行状況により履行率を算出し、未実施分に応じて以下のとおり減点係数を乗じる。履行確認の対象とするのは、着目点に対する技術提案、県内企業の下請活用、建設キャリアアップシステムの利用とする。
 - ・「県内企業の下請活用」における減点係数は、以下のとおりとする。
 - ＜加算点評価の対象となった場合＞
技術提案書で県内企業の下請活用ありと申請したが、施工体制台帳や施工体制点検等で加算点評価となる条件が満たされていないことが確認された場合、減点係数（ α ）を「1.0」とし減点する。
 - ＜加算点評価の対象とならなかった場合＞
減点の対象とはしない。
 - ・「建設キャリアアップシステムの利用」における減点係数は、以下のとおりとする。
 - ＜加算点評価の対象となった場合＞
技術提案書で3名以上の建設技能者が継続利用すると申請したが、受注者の責任において、事業者登録および3名以上の建設技能者の継続利用が確認できなかった場合、減点係数（ α ）を「1.0」とし減点する。
 - ＜加算点評価の対象とならなかった場合＞
減点の対象とはしない。
2. 総合評価の不履行に対しては、以下の点数を工事成績評定（法令遵守等）において減点する。
 - （各着目点の不履行による減点数）＝ $\alpha \times \beta \times 3$
 α ：減点係数
 β ：受注者の各着目点の加算点数
 - （工事成績評定における減点数）＝（各着目点の不履行による減点数）の総和

※「各着目点」は発注者が設定する着目点をいう。なお、「県内企業の下請活用」、「建設キャリアアップシステムの利用」については、上記1のとおり評価項目単位とする。
3. 履行確認方法については、以下のとおり。
 - （1）技術提案の履行確認のとりまとめについては、（別紙）「技術提案の履行確認書」の提出による。
 - （2）工事着手前に受注者において「技術提案内容」欄に必要事項を記入し、監督職員の確認を得るとともに、履行確認方法について監督職員と協議の上決定し、原案として施工計画書とともに提出する。
 - （3）受注者は完了時に「履行確認の概要」、「各【対策】の履行状況」、「技術提案履行率」、「減点係数」および「技術提案加算点」を記入し、「減点数」を計算し、監督職員へ提出することとする。
 - （4）計算結果については、受発注者の両方で確認を行う。